

アメリカにおけるダイヤルポルノの規制

宮原均

- はじめに
- 本論
- 一 政府による規制の概要
 - 二 規制の背景
 - 三 八三年改正法と八四年FCC規則
 - 四 第二巡回区控訴裁の判断
 - 五 八八年改正法と合衆国最高裁の判断
 - 六 八九年改正法
- むすび

はじめに

最近、ダイヤルQ²といわれる、電話を利用した情報サービスが話題になっている。これは△○九九〇▽にプラス六

アメリカにおけるダイヤルポルノの規制

ケタの番号をダイヤルすれば利用者は様々な情報が得られ、その情報料はNTTが（回線使用料とともに）徴収し、手数料（九％）を差し引いて情報提供者に支払うシステムである（情報料回収代行サービスと呼ばれる⁽²⁾）。

このダイヤルQ²は一九八九年七月にサービスが開始されて以来、急速に普及し一九九一年三月末には番組数八一七〇、情報料月額一二億六〇〇万円にも達しているという⁽³⁾。しかしこのダイヤルQ²にも問題がないわけではない。とりわけ情報としてポルノ番組を流す場合（以下ダイヤルQ²とはこのポルノ番組に限定する）深刻な社会問題をひきおこす可能性がある⁽⁴⁾。そこでダイヤルQ²に何らかの規制を行なうことが考えられる。しかし事はそうたやすいものではない。まず日本国憲法二十一条一項は表現の自由を保障しているからダイヤルQ²の規制は情報提供者の表現の自由に触れる可能性がある。他方、受け手である利用者側に立った場合にもポルノを聞く自由というものが考えられ「知る自由」あるいは「プライバシーの自由」といった、やはり憲法上の権利が問題になる。

更には憲法二十一条二項は検閲の禁止・通信の秘密について規定しており、これを受けた電気通信事業法も三条、四条で電気通信事業者の取扱に係る通信を検閲したり通信の秘密を侵すことを禁止している。そこでもしダイヤルQ²がこの「通信」にストレートにあてはまるとすれば規制は許されないということになってしまおう⁽⁵⁾。だが、現実にはダイヤルQ²規制の動きが少しずつ生じてきた⁽⁶⁾。その理由はダイヤルQ²のもたらす未成年者への悪影響が強く認識されてきたからと思われる。

そこでこの未成年者保護に焦点を絞ってこの種の問題に対処しようとしているのがアメリカである。アメリカでは日本のダイヤルQ²にあたるものをDial-a-Porn（以下ダイヤルポルノ）と呼び⁽⁷⁾、内容によりobscene（ワイセツ）

とindecent（みだら）に分け、前者への全面規制は許されるが、後者には未成年者を排除して成人にのみアクセスさせるシステムを憲法が要求しているとして法制度が形成されてきている。

成人にのみアクセスさせ未成年には聞かせないシステム⁽⁸⁾、と一口に言ってもその実現は容易ではない。まずそうしたことがテクノロジーの上からいって可能であるのか。もし可能であるならばその経済的負担はだれが負うべきか。その経済的負担によってこの業界が成り立たないものとならないか。そして更には成人のダイヤルポルノを聞く自由を不必要に制限しないものであるかどうか等が問題となる。

アメリカでは法律や規則の改正、および合衆国最高裁を含む数度の司法判断を経た後、一九八九年、再度、法改正が行なわれ、これに対し最近、二件の合憲判決が控訴裁で下された⁽⁹⁾。

こうした一連の法制度改革はダイヤルポルノへの未成年者のアクセスを排除し、しかも成人のアクセスを最少限にしか侵害しないよう、きわめて周到な配慮のもとに行なわれてきた。そして注目すべきことは、ダイヤルポルノから直接利益を得る情報提供者のみならず、回線を使用させている電話会社（コモンキャリア）も情報料回収サービスを行なう限りは、未成年者保護のため相応の負担を負わされるということである。

そこで本稿は、この八九年改正法に至るまでのアメリカの議論を紹介することが同種の問題を抱える日本においても参考になるのではないかと判断した次第である。以下、最初に規制の概要及び規制の背景を示し、法律の改正、規則の改正、そして判決を紹介し、八九年改正法成立の過程をふり返っていくこととする。

一 政府による規制の概要

アメリカにおけるダイヤルポルノの規制は連邦議会が Communications Act 一二三三条(法一二三三条)を改正し、それをうけて連邦通商委員会(FCC)が規則を制定し、具体化している⁽¹⁰⁾。まず法改正についてであるが従来より法一二三三条は電話によるワイセツ(obscene)、みだら(indecent)等のコミュニケーションを禁止していたが、ダイヤルポルノの規制を考へるとき、不備があるとして一九八三年以来、現在に至るまで三回の法改正が行なわれている。ところでこの法律を実際に運用していくためには、たとえ結果として法律の定め違反しても、一定の行為なり措置なりをあらかじめ講じておけば起訴されない、との定めが必要であると強く主張されていた⁽¹¹⁾。そこで法律の中にこの趣旨の規定が加えられ、その具体化は主としてFCCの定める規則にゆだねられることになったのである。これを受けてFCCは、通話の時間帯を設定する Time Channeling や一定の電話番号からはダイヤルポルノにアクセスできない装置を設置する Blocking といった方法を打ち出してきたのである。

しかしこうした規制もスムーズに行なわれたわけではない。コモンキャリアとしての電話会社を守るべき通信の秘密の問題または情報提供者の表現の自由や成人のポルノを聞く自由といった、憲法上根拠をもつ自由との調整が必要となったからである。そしてこれらの内容及び範囲については大いに議論のあるところではあるが、議論の展開のい

わばタテ糸となってきたことは、一定範囲で成人にダイヤルポルノを聞く自由があることを前提に①きわめて重大な政府利益—ダイヤルポルノから未成年者を保護する—を守るため、②最も制限の程度弱い規制手段がとられているか、ということである⁽¹³⁾。

①についてはほとんど争われていないが②について、政府のとった規制手段が他の選択しうる手段と比較して、より制限的でないといえるかという観点から激しく争われているのである。

そこで未成年者保護のため、実効性がある、実行可能であり、しかも成人の権利を最小限度にしか制限しない規制方法は何かを探るため、FCCの規則と裁判所の判断が積み重ねられそれが法律の改正へと結実していくのである。

まず最初にダイヤルポルノがどのような背景のもとに規制を受けるようになったかを示しておこう。

二 規制の背景

ダイヤルポルノに対する政府規制は一九八三年に遡る。この年、ニューヨーク電話会社は自社の電話回線(Dial-It サービス)を High Society マガジンのポルノ番組提供のため利用させた。High Society マガジン社ではその電話番号を雑誌に掲載して宣伝し、一九八三年二月からポルノ番組を提供した。その結果、一日あたり五〇万件のアクセスがあり、High Society マガジン社に一万ドル、ニューヨーク電話会社に三万五千ドルの収入を毎日、もたらしたとされている⁽¹⁴⁾。

ところでこの番組を聞く者の中には明らかに未成年者が含まれており、親たちや国会議員の中にこれを懸念するムードが広まっていた。そこでこの年の三月三十一日、ニューヨーク州 Suffolk の County Executive はニューヨーク電話会社が改正前の Communications Act 二三三条（法二三三条）に違反しているとして FCC に申立てを行なった。この申立ては結局、棄却されるが、この事件をきっかけに法二三三条の存在とこの法律の執行に関する FCC の役割がクローズアップされることになったのである。

ところでこの改正前の法二三三条は電話によりワイセツやみだら等にあたるコミュニケーションを行なう者、または自分の支配下にある電話がこうしたコミュニケーションのために使用されているのを許している者、を五〇〇ドル以下の罰金、六月以下の自由刑に処すと定めていた。しかしこの法律はダイヤルポルノの出現を予想しておらず、解積上、疑問が生じた。とりわけ、そもそも規制の対象となるのは誰か、ポルノ番組の提供者か、コモンキャリアとしての電話会社か、それとも利用者かがはっきりしていなかった。⁽¹⁵⁾ 特に電話会社の責任を問おうとすると大きな問題が生じることがわかった。それは「コモンキャリアの際立った特徴はパイプラインサービスを行なうということであり、従ってその内容を問うことなくすべてのメッセージを伝える義務がある」からである。⁽¹⁶⁾ そしてまた電話会社が適用を受ける公共料金表 tariff の中にダイヤルポルノを含む Dial-In サービスに関し、その内容については情報提供者がもっぱらコントロールし、従って電話会社は一切、責任を負わないとするものがあるからである（先の事件でニューヨーク電話会社もこの点を主張していた（see 48 Fed. Reg. 43, 349 (1983)））。

こうした議論の中、一九八三年、法二三三条が連邦議会によって改正された。そこで次にその改正の内容とそれともなう FCC の規則について紹介する。

三 八三年改正法と八四年 FCC 規則

八三年の改正では従来の法二三三条の定めを(a)項とし、そこで定められていた罰金額を五万ドルに引き上げるとともに新たに(b)項を追加している。その内容は法二三三条(b)(1)(A)として、商業目的で、一八才未満の者または同意のないいかなる者に対し、電話によりワイセツまたはみだらなコミュニケーションを行った者、または法二三三条(b)(1)(B)として、自分の支配下にある電話が(A)で禁止されている行為のために使用されているのを許している者、を処罰することとした。

更に法二三三条(b)(2)では訴追に対する「抗弁」として FCC の定める規則に従えば訴追されなかった(47 U. S. C § 223)。これを受けて FCC は八四年六月、規則を定め、「抗弁」事由として①ダイヤルポルノを流す時間帯を午後九時から午前八時までに限定すること (Time Channeling)、あるいは②ポルノメッセージを流す前にクレジットカードによる支払を求めること (クレジットカード) を定めた。

この規則を定めた理由として FCC は①について「この時間帯であれば大多数の親たちは自分の子どもの活動を監視することができる」からだとしている。⁽¹⁷⁾ ②については、クレジットカードは、通常、未成年者には発行されない。従ってメッセージを流すに先立ってクレジットカードのナンバーを相手に言わせれば、成人のみにアクセスを認めることになる。また仮に未成年者にカードが発行されていたとしてもその使用方法には親の監督が及んでいるはずであ

るから、結局、未成年者のアクセスは阻止できるとするのである。⁽¹⁸⁾

八四年の規則でFCCがとり入れたのはこの二つであるが、その他の規制方法についても検討がなされている。その中には後に規則や法律の中にとり入れられたものもあるのでここで紹介しておこう。

まずアクセスコードをあらかじめ成人の利用者に設定しておき、ポルノ情報にアクセスする際、それを確認する方法がある(アクセスコード)。ただしこれは生の声を聞かせるダイヤルポルノではなく、録音テープを流す場合を前提としている。従って、同時に非常に多くの通話⁽¹⁹⁾に対しアクセスコードを確認しなければならない。そこでオペレーターにその都度、確認させる方法は経済的にみてほとんど不可能とされた。⁽²⁰⁾

そのため、アクセスコードを自動的に確認する装置の導入について考慮されたが、やはり経済的に実現不可能との判断が下された。その際に、FCCはこの経済的側面からの判断に加え、アクセスコードの導入は①手続のわずらわしさから成人によるダイヤルポルノの利用を著しく減少させる、②アクセスコードをもたないがポルノメッセージを聞きたいと考える成人を差別する、③親のアクセスコードを子どもが利用するおそれがあることなどを指摘している。⁽²¹⁾

もう一つFCCが検討したのもとしてBlockingがある。特定の電話番号から特定の電話番号への通話を遮断するもので、装置を電話会社のcentral officeに設置するものと、利用者宅に設置するものがあるが、電話番号を識別する機能が技術的に十分でないこと、コストが巨額で負担をどこに負わせるかという点に問題があると判断した。⁽²²⁾

以上のように、FCCはTime Channelingとクレジットカードのみを訴追に対する「抗弁」としたが、この判断は裁判所により覆されることになる。⁽²³⁾ 次章においてFCCの規則に対する第二巡回区控訴裁判所の判断をみていこう。

四 第二巡回区控訴裁判の判断

八三年の法改正とそれにもなうFCCの八四年規則に対し、訴訟が提起され八四年一月二日第二巡回区控訴裁判はFCCの規則を退ける判決を下している(Carlin I事件)⁽²⁴⁾。これ以来、FCCの規則制定と司法審査が繰り返され、八九年の法改正に至るまで三回にわたり第二巡回区控訴裁判は判断を下すことになる。そこでまずCarlin I事件とそれを受けたFCCの規則を紹介しよう。

(一) Carlin I 事件

この事件で裁判所は先に紹介したTime Channeling及びクレジットカードを訴追に対する「抗弁」とすることは最小限度の規制とはいえないと判断した。⁽²⁵⁾ その理由はこの二つの手段とその他の手段との比較が十分でなく、必ずしも制限のより少ないものが選択されているとはいえないからだとしている。

まずTime Channelingであるが未成年者はメッセージが流れる時間帯に、たとえ親の監視下にあったとしても、自分用の電話または公衆電話から容易にダイヤルポルノにアクセスできること。他方、昼間、学校にいて監視下にあるはずの時間帯になぜメッセージを流すことを規制されねばならないのか、ほとんど説明されていない、⁽²⁶⁾ ということである。

このように実効性に乏しくかつ不必要に規制を行なっているTime ChannelingよりもむしろBlockingやアクセスコードの導入を検討すべきことを裁判所は主張している。BlockingについてFCCは技術的、費用的に実行

不可能と判断したが裁判所は三ケタ、つまり九七六で始まる電話番号を遮断することは技術的に可能であることを実例を示しながら主張している。⁽²⁷⁾

またアクセスコードの自動確認装置については、FCCはもっぱら情報提供者の経済上の負担を考慮しているだけで技術的に導入可能なかどうか検討していないと批判している。⁽²⁸⁾

(二) 八五年FCC規則

このようにCarlin I事件で規則を否定されたFCCは一九八五年、新たに規則を定めた。その結果ここではTime Channelingが否定され、クレジットカードが維持され、アクセスコードがとり入れられている。アクセスコードはその費用を情報提供者が負担するとし、またクレジットカードについては、先の裁判所の判断はこれを特に否定する趣旨のものではなかったとし、また生の声を聞かせるダイヤルポルノの規制にはやはり有効な手段と判断したのである。⁽²⁹⁾

FCCが八五年規則でとり入れたものはこの二つであるがその他で検討されたものを二つばかり紹介しておく。Blockingについては八四年規則と同様、これを退けている。その理由は装置の費用が巨額であること、及び技術的に導入可能な三ケタの遮断はダイヤルポルノ以外のDial-It産業に多大な損害を与えるからということである。⁽³⁰⁾ また利用者宅でのBlockingについては親の任意で備えつけるべきで、規則によって強制することは最小限度の規制とはいえないとしている。⁽³¹⁾

またここではMessage Scramblingが検討されている。これは情報提供者がその情報をスクランブルして内容を理解できなくし、利用者は解読器を用いて内容を理解するというものである。これに要する費用はスクランブル装置に一五〇—一〇〇〇ドル、解読器に一五—二〇ドルとされている。FCCは費用の負担に関し難点があると判断し、また、公衆電話の場合、解読器がついていなければ成人の権利を害し、逆に解読器がついていれば未成年者保護の目的を達しないとし、規則にとり入れなかった。⁽³²⁾

以上、FCCはアクセスコードとクレジットカードを規則にとり入れBlockingとMessage Scramblingを否定した。しかし第二巡回区控訴裁はまたこの八五年規則を否定するのである。次にCarlin II, III事件を紹介しよう。

(三) Carlin II事件⁽³³⁾

第二巡回区控訴裁は八六年にFCC八五年規則を否定するが、その理由はFCCがアクセスコードと利用者宅でのBlockingとを十分に比較・検討していないからというものである。

控訴裁はBlockingのうち電話会社で行なうものについては経済的にも技術的にも今のところ不可能であるとのFCCの認定を支持したが、利用者宅で行なうBlockingを情報提供者または電話会社の負担で行なうことが検討されていないとする。すなわち「利用者宅でのBlocking装置の費用を通話から収入を得ている情報提供者もしくは電話会社またはその双方に転換することが可能かどうか」FCCは検討していないとするのである。⁽³⁴⁾

そして他方、FCCが規則にとり入れたアクセスコードは特定の種類の電話器の購入を必要とし、書面による申請等、身分の確認にわずらわしさがあるなどの欠点がありBlockingとの比較をもう一度行なうべきことを主張して

いるのである⁽³⁵⁾。

④ Carlin III事件⁽³⁶⁾

Carlin II事件で規則を否定されたFCCは一九八七年に二度目の規則を定める。ここではアクセスコード、クレジットカードが維持され Message Scrambling が新たにとり入れられている。そして遂に、この規則は第二巡回控訴裁の支持を受けることになるのである。そこでこの控訴裁の判断を見ていこう。

まずアクセスコードについてはこの装置の導入には情報提供者は架設時に七万三千ドル、以降毎月一万二千ドルの負担を負うが収益に比して不合理な負担とはいえないとされた⁽³⁷⁾。

また Message Scrambling については携帯用の解読器の存在が知られ、規則にとり入れられることになった。この解読器は一五ドルと手頃な値段であり、公衆電話からでも利用でき、更には解読器の販売が情報提供者の新らたなビジネスになることも指摘されている⁽³⁸⁾。

しかし、Carlin II事件で指摘された利用者宅での Blocking は規則で否定され、裁判所もそれを支持した。その理由は、①たとえこの装置を利用者宅に備えても未成年者によってプラグが容易に引き抜かれ、またプログラムの変更も可能であること、②未成年者のいる家庭のうち相当数が装置を備えるならばその費用は巨額なものとなるからである⁽³⁹⁾。

以上のように、FCCの規則を裁判所が支持することによって未成年者保護のための最小限度の規制は完成したかに見えた。しかし、連邦議会はここで法二二三条の改正を行なうのである。それについて次章で紹介しよう。

五 八八年改正法と合衆国最高裁の判断

一九八八年一月に第二巡回控訴裁がFCCの規則を支持した後、この年の四月、連邦議会は法二二三条(b)を改正し、みだらなダイヤルポルノを未成年者のみならず成人に対しても禁止した。その結果、未成年者からのアクセスのみを禁止すべく課されていたFCCの規則制定の任務は解かれることになったのである。つまり、この法改正はこれまで積み重ねてきた議論をいわば振り出しに戻すことになったのである。

しかしこの八八年改正法には訴訟が提起され、合衆国最高裁は八九年、違憲判決を下すのである⁽⁴⁰⁾。以下、改正の内容と判決について簡単に紹介する。

まず改正法は法二二三条(b)(1)(A)として、商業目的で、電話によりワイセツまたはみだらなコミュニケーションを誰に、対しても、行なった者を処罰する、と改められた。これに対し最高裁は、ワイセツなダイヤルポルノの全面禁止は憲法に違反しないとされた。すなわち「ワイセツなダイヤルポルノ……を禁止することに憲法上の障害は存在しない。我々は修正一条の保護はワイセツな言論に及ばないことを繰り返し判示してきた」とするのである⁽⁴¹⁾。

これに対してみだらな言論に対しては修正一条の保護が及ぶとし、次の場合に限って制限を加えることができるとする。すなわち「きわめて重大な利益を助長し、かつこの利益を促進するために最も制限的でない手段がとられている」場合であるとしている⁽⁴²⁾。

そして最高裁はこれまでのFCCの規則制定の経過に照らし、みだらなダイヤルポルノを成人も含め全面的に禁止

することは、未成年者保護という「きわめて重大な利益」を促進するための「最も制限的でない手段」とはいえないと判断したのである。⁽⁴³⁾

この最高裁判決後、議会は法改正を行なっている。次章でこの点について紹介する。

六 八九年改正法

八九年六月の最高裁判決に連邦議会はすばやく対応し、この年の十一月法改正を行なった。以下要点を示そう。

(一) 八九年改正法

まず法二二三条(b)(2)(A)により商業目的で、みだらなコミュニケーションを一八才未満の者または同意のないかなる者に対し行なった者、および法二二三条(b)(2)(B)により自己の支配下にある電話が(A)で禁止されている行為のために利用されているのを許している者、は罰金または自由刑に処せられる。

また、法二二三条(b)(3)は訴追に対する「抗弁」を定め、法二二三条(c)に定める行為及びFCC規則に定める行為を行なっていれば訴追されないとする。

法二二三条(c)はコモンキャリアに認められる「抗弁」を定め、コモンキャリアがダイヤルポルノの料金徴収を行なっているならば、事前に書面によって請求を受けない限り、ダイヤルポルノへのアクセスを許してはならないとして⁽⁴⁴⁾いる。

(二) 九〇年FCC規則

一方FCCもこの法改正を受けて情報提供者に認められる「抗弁」事由を定めている。情報提供者は①自らが提供している情報が性を扱ったものであることをコモンキャリアに通知すること、②利用者への料金請求書にダイヤルポルノへの通話料金であることを明記するよう、コモンキャリアに求めること、および③利用者に対し、クレジットカードによる支払、アクセスコードの請求、スクランブル解読器の使用、のいずれかを求めること、として⁽⁴⁵⁾いる。

この法改正および規則の特徴となっていることは、未成年者保護のため、情報提供者の責任を重くするとともに、コモンキャリアおよび利用者にも責任を課していることである。情報提供者は自分の提供する番組がポルノメッセージであることをコモンキャリアにも利用者にも周知させること、および未成年者からのアクセスを防止するためクレジットカード等の具体的措置をとらなければならないようになった。

この情報提供者の責任とともにコモンキャリアの責任にも注目すべきものがある。FCCの従来の解釈ではコモンキャリアは「みずから情報提供するなど、積極的な関与がなければ」処罰されないこととされていた⁽⁴⁶⁾。しかし今回の法改正により、情報料を徴収している限りは申請者にもみ通話をさせるべく、Blockingの責任を負っているのである⁽⁴⁷⁾。

また利用者もクレジットカードをもつこと、一定の電話器を備えること(自動処理のアクセスコード解読では特定の電話器が必要)、解読器を購入すること(Message Scrambling が用いられている場合)など通話料、情報料の支払に加えて負担を負うことになったのである。

むすび

以上が現在、アメリカで行なわれているダイヤルポルノの規制である。この規制方法のうちコモンキャリアの負う責任について若干の意見を述べさせていただき本稿のむすびとしたい。

コモンキャリアは従来、通信の秘密を侵してはならないとの見地から、情報内容についての責任を問われず、もっぱら情報提供者が責を負うとされていた。しかし情報料の回収を代行するという点が重視されコモンキャリアも責任の一端を負うことになった。

情報料回収という情報提供者の利益に直接関与し、しかも手数料を得るコモンキャリアに、情報が未成年者にもたらす害悪を防止するため、相応の負担を課すことは許されてよいように思われる。

しかしコモンキャリアに未成年者保護のため負担を課すことそれ自体は肯定されるにしても、その手段として情報提供者と利用者間の通話にどこまで関与できるかは難しい問題である。しかしアメリカの場合、コモンキャリアの関与は商業目的で行なわれる性的な内容のものに限定され⁽⁴⁸⁾、その方法もポルノを聞きたい者に Blocking を解除するにとどまり、通話内容をその都度チェックするものではない。

そもそもダイヤルポルノは商業目的で不特定多数の者に利用されることを前提にしているから、通信の秘密・検閲の禁止を考える際に念頭に置かれていた二当事者間の通信とはかなり趣を異にし、むしろ映画館でポルノを観賞するのに近いように思われる⁽⁴⁹⁾。従ってダイヤルポルノに「通信の秘密」はストレートにはあてはまらないのではないだろうか。

うか。

また利用者側からしてもコモンキャリアによる通話の一律 Blocking は、あくまで請求しさえすれば解除されアクセスできるのだからそれほど不利益とはならず、チケットを買ってはじめて入場の許されるポルノ映画の観賞に際してのわずらわしさとほとんど変わらないもの、といえないだろうか。

更にコモンキャリアによる一律の Blocking、申請者に解除という方式は未成年者保護にとってきわめて重要である。この方式の逆の場合、つまり申請者に限って Blocking するのでは目的を達しない。なぜならば、親の知らぬ間にさんざんダイヤルポルノを利用し情報料を請求されてから Blocking を申請するのでは手遅れだからである⁽⁵⁰⁾。以上、コモンキャリアに対するアメリカの責任分担の方法は十分に評価されるべきもののように思われる。

(1) この情報料は三分間で一〇円のものから三〇〇円のものまで二ランクにわかれている。堀部政男「表現の自由と電気通信—ダイヤルQ²利用の情報提供の法と倫理—」情報通信学会誌 Vol. 9 NO. 2 九四頁（一九九一年）。

(2) 堀部、前掲論文八二頁。

(3) 堀部政男「迷惑電話とダイヤルQ²問題」月刊 Audio Video 別冊『テレフォンガイドブック』三二頁（一九九一年）。

(4) ポルノ番組がダイヤルQ²により流される結果生じている社会問題として、未成年者がダイヤルQ²に熱中し、電話料金を家庭で支払えない、ダイヤルQ²で知り合った未成年者を誘い出し性犯罪に及ぶ、未成年者をダイヤルQ²のアルバイトにかり出し労働基準法に触れる、などが指摘されている。渥美東洋「最近の青少年健全発達に有害な環境の改善—少年少女向けのポルノ漫画とダイヤルQ²利用のポルノ電話について—」警察学論集第四四巻第七号一頁（一九九一年）参照。

(5) 電気通信事業法上の問題点については堀部、前掲(1)論文八三—八四頁、渥美、前掲論文二五頁以下参照。

- (6) ダイヤルQ²のうち「ツーショット」についての新規契約と契約更新の打ち切り、「パーティーライン」については情報料を従来の五分の一以下にすることをNTTは決定した(朝日新聞朝刊一九九一年六月二〇日)。また社団法人全日本テレフォンサービス協会では倫理委員会を組織し倫理規定を発し(朝日新聞朝刊一九九一年六月一日)、またダイヤルQ²などの事業者からなる音声VAN振興協議会も「Q²サービス提供規準」を設けている(朝日新聞朝刊一九九一年五月二八日)。またNTTと情報提供者が締結する「ダイヤルQ²(情報料回収代行サービス)に関する契約書」では「解約」について定めがあり、地方自治体等からの要請により解約できるとなっているという。堀部、前掲(1)論文八五頁。
- (7) アメリカのダイヤルポルノとは当初、録音テープから流れてくるポルノセージのみを意味したが、現在では生の声を聞かせるものも含めているようである。更にダイヤルポルノはレコードメッセージサービスのひとつとして登場してきたがこの最も古いものは一九三九年、ニューヨーク電話会社をはじめた天気予報であるという。See Note, *Children and the Recorded-Message Industry: The Need for a New Doctrine*, 72 Va. L. Rev. 1325, 1327n. 14 (1986) [hereinafter cited as *Children and the Recorded-Message*]. なお山田卓生「電話利用ビジネスと法」法学セミナー四三四号六〇頁(一九九一年)。
- (8) ポルノから未成年者を遠ざけることは未成年者がポルノにアクセスする自由を書しないか、議論のあるところである。しかしポルノにアクセスする自由の根拠が「自己充足」にあり、その方法を選択するには完全な能力が備わっていることが前提であり、この能力を欠く未成年者にポルノに接する自由はストレートには保障されない」との主張がある。See Note, *Telephone Pornography: First Amendment Constraints on Shielding Children from Dial-A-Porn*, 22 HARV. J. ON LEGIS. 503, 515—20 (1985)。
- (9) これら裁判所による判断はいずれも現実の刑事や行政事件等の被告を前に下されたものでなく、法律・規則を抽象的に文面審査したものである。従って現時点では法律が文面上、司法審査をパスしただけで今後、具体的事件の適用の中でいかなる判断が下されるか興味あるところである。See THE NEWS MEDIA & THE LAW, Fall 1991, 40。
- (10) このような政府による法規制の他、契約者が未成年者であることを理由とする意思表示取消制度の活用により問題に対処できないか、という試みもなされている。これによれば一般に、未成年者は契約を結んだ後、それが自分に不利であれば取り消すことができる。その結果、契約の効力が消滅し、当事者双方、原状回復の義務を負うが、未成年者は現に利益の存する限りでの原状回復で済むというのである。See *Children and the Recorded-Message*, supra note 3, at 1332-33. ダイヤルポルノのような売手市場においてこの取消が広汎に行なわれれば、情報提供者側は未成年者にアクセスさせないよう、努力を払うことになり未成年者保護にとって有効ではないか、というのである。See id. at 1335. しかしこの理論には疑問がもたれている。その理由は契約の当事者が未成年者であることをどのようにして確認すればよいか、ということである。つまりこの取消制度は face to face の取引を前提に形成されたものであり、相手の見えない電話の場合に有効にはたらくか、ということである。そして更には取消は事後的だということ。つまり未成年者がダイヤルポルノを聞いてしまった後、これを取り消しても未成年者の保護にはならないのではないか、また逆にこの制度を利用して未成年者からの通話がかえって増えるのではないか、ということである。See id. at 1336-37.
- なお、この取消制度に関連してもうひとつ問題が提起されている。それは子どもによるダイヤルポルノへの通話が家族用の電話からなされた場合には親に電話の使用料を支払う包括的な義務があるのではないか。つまり通話ごとに子どもが契約の当事者となるのではなく、従って取り消しもありえないという考え方である。See id. at 1336. もともと主張と思考れるが親が負っている包括的な支払義務が回線使用料と情報料とを共に含むものであるかはなお、検討を要するように思われる。日本においてもこの取消制度による救済の問題が裁判で争われている。山崎敏彦「ダイヤルQ²について」債権管理 No 54, 六二頁(一九九一年)。
- (11) See *Carlin Communications, INC. v. Federal Communications Commission*, 749 F. 2d 113, 118 (2d Cir. 1984).
- (12) ポルノを自宅に所持することは成人のプライバシーの権利の範囲であるが、ダイヤルポルノは数多くの者に利用されることを前提に流されるから自宅というよりむしろ映画館でポルノを楽しむのに近いとの指摘がある。See supra note 8, at 517-18.

- (31) See *Sable Communications of California, INC. v. Federal Communications Commission*, 57 U. S. L. W. 4920, 4923 (1989). なおこの考え方はポルノから未成年者を保護するために成人も子どもに適した本しか読めなくなるとして法律が攻撃された事件に影響を受けている。See *Butler v. Michigan*, 352 U. S. 380, 383 (1957).
- (14) See 48 Fed. Reg. 43,348, 43,349 (1983).
- (15) 法律を文意どおりに解すると、たとえば恋人同志のエロチックな会話も規制対象となってしまうだろう。See *supra* note 8, at 518.
- (16) 48 Fed. Reg. at 43,352.
- (17) 49 Fed. Reg. 24,996, 25001 (1984).
- (18) See *id.* at 25,000-01. なお、この二つの規制方法のうち、Time Channeling は後に実効性なしとして退けられている。それは、設定された時間帯が親の監視下にあったとしても未成年者は自分用の電話や公衆電話から容易にダイヤルポルノにアクセスできるからというものであった。この実効性という観点からすればクレジットカードの場合も問題がある。親のカード番号を子どもが知ることはそれほど難しくないからである。しかしクレジットカードは一九九一年現在も有効な手段として維持されている。その理由としてクレジットカードが生の声聞かせるダイヤルポルノへの支払を前提としていることが考えられる。すなわちダイヤルポルノには生の声を聞かせるものと、あらかじめ録音されたテープを流すものと二通りある。生の声のものにアクセスする時、カード番号を言わせることは未成年者に萎縮的效果を与えるのではないだろうか。
- (19) 一時間あたり五万件までアクセスできるといふ。See 48 Fed. Reg. at 433.49 n. 3.
- (20) See 49 Fed. Reg. at 25,000. その後、現在に至るまでこの点については争われておらず従ってアクセスコードとは次に紹介されている自動確認装置によるものを意味する。
- (21) See *id.* at 25,000 n. 43.
- (22) See *id.* at 24,998-99. なおこれらの他に FCC が検討したものとして①ダイヤルポルノの電話番号をアダルト専用雑誌にのみ掲載させる、②ポルノメッセージが流れる前に、未成年者への通話は禁止されている、などの警告を流す、③情報提供者がそれぞれ未成年者保護のための独自の方法を提供するよう義務づける、などがある。しかし①については実効性が無い(ロコミ等で番号が知られる)、②はかえって興味をそそり逆効果、③も FCC の負担が大きすぎるなどの理由から退けられた。See 49 Fed. Reg. at 25,000.
- (23) この八四年規則の中で FCC が判断したのは「抗弁」事由についてだけではない。法二二三条(b)(1)(B)の解釈に関し、コムンキャリアとしての電話会社は規制の対象になるか判断を示している。FCC は、法律の文言からは必ずしも明らかではないが、議会の意図はコムンキャリアが自ら情報提供者になるなど、ダイヤルポルノに積極的に関与しない限り適用を受けなうとするものだとしている。See *id.* at 49,998.
- (24) *Carlin Communications, INC. v. Federal Communications Commission*, 749 F. 2d 113 (2d Cir. 1984).
- (25) この事件では規則だけでなくその根拠となっている法二二三条(b)も争われている。しかし憲法問題についての司法判断は必要性ある場合に限って行なわれるため、まず規則について判断し、ここで違憲判断が下されればもはやそれ以上、根拠の法律について憲法判断は行なわれない。そこで本件では規則についてのみ判断が下されているのである。See *id.* at 118.
- (26) See *id.* at 121.
- (27) See *id.* at 121. なお Blocking はその装置を電話会社に備えつけるものと利用者宅に備えるものと二通りがある。また七ケタ、一〇ケタの番号を遮断するのと異なり三ケタの場合はダイヤルポルノ以外の Dial-It サービスたとえば天気予報なども遮断してしまう難点がある。しかしこれも利用者の選択に任されるべきものとみえる。See *id.* at 122 n. 14.
- (28) See *id.* at 123.
- (29) See 50 Fed. Reg. 42,699, 42,703-06 (1985).
- (30) See *id.* at 42,702.
- (31) See *id.* at 42,705-06. また費用を利用者が負担するとすればダイヤルポルノを子どもに聞かせまいとする親は負担を強迫に近う状態で強うられることになるだろう。See *Children and Recorded Message*, *supra* note 7 at 1341.

